

社会福祉法人サムス会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サムス会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 支給の要件及び報酬額は次のとおりとする。

- (1) この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- (2) 理事が当法人職員であるときは役員報酬を支給しない。
- (3) 以外の理事が理事会に出席したとき、または担当する職務の遂行のために当法人に勤務したときは、1回につき10,000円を支給する。なお、決議の省略の場合は、5,000円を支給する。
- (4) この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- (5) 監事が監査を実施したとき、または理事会に出席したときは、1回につき10,000円を支給する。なお、決議の省略の場合は、5,000円を支給する。
- (6) 評議員が評議員会に出席したとき、または担当する職務の遂行のために当法人に勤務したときは、定款第9条で定める金額の範囲内で、1回につき10,000円を支給する。
なお、決議の省略の場合は、5,000円を支給する。

(旅費等)

第4条 役員が前条の(3)(5)(6)のための必要な旅費や宿泊については、旅費規程に定める旅費や宿泊料を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成26年8月21日から施行する。
- 2 この規程は平成29年3月10日から施行する。
- 3 この規程は平成29年6月29日(評議員会の議決日)から施行する。
- 4 この規程は令和2年7月15日(評議員会の議決日)から施行する。